

第57回秋田市都市計画審議会議事要旨

開催の日時	令和6年5月27日（月） 午後2時から午後3時35分まで
開催の場所	秋田市役所 5階 正庁
委員の定数	18人
出席委員	17人
議 事	議案第1号 秋田都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（秋田県決定） 議案第2号 秋田都市計画区域区分の変更（秋田県決定） 議案第3号 秋田都市計画用途地域の変更（秋田市決定） 議案第4号 秋田都市計画地区計画の変更（秋田市決定） 下浜羽川地区計画 議案第5号 秋田都市計画地区計画の決定（秋田市決定） 横町地区計画 議案第6号 秋田都市計画地区計画の変更（秋田市決定） 泉ハイタウン地区計画 議案第7号 秋田都市計画地区計画の変更（秋田市決定） 山手台地区計画 議案第8号 秋田都市計画地区計画の変更（秋田市決定） 仁井田福島地区計画 議案第9号 秋田都市計画地区計画の変更（秋田市決定） 桜台地区計画 議案第10号 秋田都市計画地区計画の変更（秋田市決定） 御所野元町地区計画 議案第11号 秋田都市計画地区計画の変更（秋田市決定） 御所野下堤・元町地区計画 議案第12号 秋田都市計画地区計画の変更（秋田市決定） 御所野地藏田地区計画 議案第13号 秋田都市計画地区計画の変更（秋田市決定） 南ヶ丘地区計画 議案第14号 秋田市都市計画公園見直し基本方針（案）について
審 議 日 程	1 開 会 2 委員紹介、委員出席状況報告

- 3 市長あいさつ
- 4 会長選任
- 5 会長あいさつ
- 6 公開・非公開の審議
- 7 会長職務代理者の指名
- 8 議事録署名委員の選出
- 9 議 事
- 10 その他
- 11 閉 会

議 事 要 旨

議案第 1 号 秋田都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
の変更（秋田県決定）

議案第 2 号 秋田都市計画区域区分の変更（秋田県決定）

議案第 3 号 秋田都市計画用途地域の変更（秋田市決定）

議案第 4 号 秋田都市計画地区計画の変更（秋田市決定）
下浜羽川地区計画

会 長 議案第 1 号から第 4 号については、関連があるため、幹事から一括して説明をお願いします。

幹 事 （説明）

会 長 ただいまの説明に対し、質問等はあるか。

委 員 2 点確認したい。1 点目は、区域マスタープランの新旧対照表によると、変更後のマスタープランの「市街化調整区域の土地利用の方針」に「既存市街地に隣接する地区のうち、計画的な市街地整備の見通しがある場合においては、整備が確実にになった段階で、関係機関と調整の上、計画的な整備を図る。」と追記されるが、この記述は外旭川地区を想定しているのか。

2 点目は、同じく新旧対照表によると、「交通施設の都市計画の決定の方針」から「ソフト施策による都市交通の円滑化」が項目ごと削除されるが、削除理由は何か。

幹 事 1 点目については、県が整備を検討している下新城工業団地を想定している。

2 点目については、秋田都市計画区域においても時差出勤やノーマイカーデー等のソフト施策の導入が進んだことから削除するものと認識している。

委 員 1 点目について、下新城工業団地であると了解したが、外旭川地区が開発された場合は、これに該当するのか。

幹 事 外旭川地区については、現段階では未定であるが、計画が具体的に進展した段階で、該当する可能性はある。

委 員 区域マスタープラン・区域区分の変更において、基準年が平成 27 年となっている。一方、目標年次はおおむね 10 年後としているにも関わらず、令和 12 年となっている。この 2 つの年数の関係性を教えてほしい。

	い。
幹事	基準年については、基礎調査等によりデータを収集した年であり、目標年次はマスタープラン等の作成時点からおおむね 10 年後としている。
委員	用途地域の変更において、建蔽率（建ぺい率）という単語の表記が、漢字だったり、ひらがなだったりと混在しているが、統一すべきでないか。インターネット検索では、ひらがな表記が一般的なように感じる。
幹事	建築基準法等の改正により、現在、正式には漢字表記となる。
委員	下浜羽川地区の市街化区域を市街化調整区域に編入する背景とメリット、デメリットについて教えてほしい。
幹事	元々は市街化調整区域だった本地区において、学校建設の計画があったことから、平成 10 年に市街化区域への編入と同時に地区計画を決定することにより、学校以外の建築を制限した。 しかし、年数が経過し、学校建設の予定がなくなったことにより、地権者から土地利用が難しいため地区計画を廃止してほしいという要望があった。本地区は地区計画の決定を前提に市街化区域へ編入した経緯があるので、地区計画の廃止には市街化調整区域への編入が伴うものとなる。 なお、市街化調整区域への編入により、農業関連の施設や農家住宅の建築が可能になるので、市街化調整区域となるが学校以外の土地利用が可能となる。
委員	そうすると、市街化調整区域に編入することは、地域住民にとってメリットがあるという理解でよいか。
幹事	今のままでは学校しか建てられないので、市街化調整区域になるものの、土地利用の観点ではメリットがあると捉えている。
会長	ほかに質問、意見はないか。 ないようなので、これより議決に移る。 案に対する特段の意見がないので、議案第 1 号から第 4 号については、異議なしとしてよろしいか。
委員	(異議なし)

会 長

それでは、議案第1号から第4号については、案に対して異議がない旨を答申する。

議案第5号 秋田都市計画地区計画の決定（秋田市決定）
横町地区計画

- | | |
|-----|--|
| 会 長 | 議案第5号について、幹事から説明をお願いします。 |
| 幹 事 | （説明） |
| 会 長 | ただいまの説明に対し、質問等はあるか。 |
| 委 員 | これまで、市内あるいは県内において、ただいま説明があったような道路の拡幅にあわせて都市計画を決定し、まちづくりに規制をかけた事例はあるのか。 |
| 幹 事 | 市内においては、本地区の西側（新国道側）に隣接する地区で道路拡幅にあわせて地区計画を決定している。また、平成の初め頃、通町の拡幅にあわせて地区計画を決定している。
県内では、由利本荘市にも同様の事例がある。 |
| 会 長 | ほかに質問、意見はないか。
ないようなので、これより議決に移る。
案に対する特段の意見がないので、議案第5号については、異議なしとしてよろしいか。 |
| 委 員 | （異議なし） |
| 会 長 | それでは、議案第5号については、案に対して異議がない旨を答申する。 |

- 議案第 6 号 秋田都市計画地区計画の変更（秋田市決定）
 泉ハイタウン地区計画
- 議案第 7 号 秋田都市計画地区計画の変更（秋田市決定）
 山手台地区計画
- 議案第 8 号 秋田都市計画地区計画の変更（秋田市決定）
 仁井田福島地区計画
- 議案第 9 号 秋田都市計画地区計画の変更（秋田市決定）
 桜台地区計画
- 議案第 10 号 秋田都市計画地区計画の変更（秋田市決定）
 御所野元町地区計画
- 議案第 11 号 秋田都市計画地区計画の変更（秋田市決定）
 御所野下堤・元町地区計画
- 議案第 12 号 秋田都市計画地区計画の変更（秋田市決定）
 御所野地藏田地区計画
- 議案第 13 号 秋田都市計画地区計画の変更（秋田市決定）
 南ヶ丘地区計画

会 長	議案第 6 号から第 13 号については、関連があるため、幹事から一括して説明をお願いします。
幹 事	（説明）
会 長	ただいまの説明に対し、質問等はあるか。
委 員	（なし）
会 長	ないようなので、これより議決に移る。 案に対する特段の意見がないので、議案第 6 号から第 13 号については、異議なしとしてよろしいか。
委 員	（異議なし）
会 長	それでは、議案第 6 号から第 13 号については、案に対して異議がない旨を答申する。

議案第 14 号 秋田市都市計画公園見直し基本方針（案）について

- 会 長 議案第 14 号について、幹事から説明をお願いする。
- 幹 事 (説明)
- 会 長 ただいまの説明に対し、質問等はあるか。
- 委 員 パブリックコメント意見 3 「地域住民の意見・意思確認はされるのか」について、廃止・変更候補になった公園については地元説明会を開催するとあるが、この説明会は既に開催しているのか。それともこれから開催するのか。
- 幹 事 今後の都市計画変更手続において開催する。対象が 80 公園となるので、どこから変更手続に着手するか検討し、公園ごとに説明会を開催する予定である。
- 委 員 きっちりと案が固まってしまっからの説明会では、住民は決定事項と捉えてしまう。このような評価方法により、この方針となるということを事前に説明する方が丁寧である。
- 幹 事 説明会では、見直しの経緯や本方針は確定したものではないことを説明していく。
- 委 員 意見 6 にあるとおり、長く制限を受けている地権者は、自分のところを優先してほしい気持ちだと思うが、80 公園すべての変更手続が完了するまでの期間はどのくらいか。
- 幹 事 さきほどの説明がわかりづらかったが、中央地区、北部地区のようにいくつかのブロックにわけて、説明会等の手続を進めていく予定である。期間は、今年度を含めた 3 年を見込んでいる。
- 委 員 昨年 7 月と 9 月の水害の際、被災家庭からのゴミの仮置き場として公園が利用されたが、公園の機能はいろいろあるのだと思う。今回の見直し基本方針では、65 公園も廃止候補としているが、防災的な観点から、このまま進めてよいのか。
- 幹 事 今回の見直し対象は未整備の公園であり、計画のみで、現地に公園はない。公園整備には相当な期間を要するため、防災については、既設公園での対応が現実的と考えている。
- 委 員 これだけの数の公園を廃止するのは、個人的には危険に感じる。

公園は避難場所だったり、地域の唯一の集いの場だったりするので、丁寧な姿勢で説明や協議といった手続に臨んでほしい。

幹事　　まだ現地に何も形のない公園なので、今後、計画区域を用地買収して整備するのか、それとも既存の別の公園を活用するのかという議論もあると思うが、今回の廃止は、長期未着手の公園の計画を廃止するものであることを、きちんと説明していきたいと思う。

会長　　住民にとって、公園整備は良いことではあるが、先立つものが必要で、様々な難しさもあり、なかなか整備できずに長い時間が経過してしまったということで、苦渋の選択と思われる。

委員　　市民一人当たりの都市公園面積の標準が 10 m²以上であり、現状は 20.4 m²で 2 倍以上確保していることは理解した。

これを踏まえ、計画を見てみると合計面積が 2,121ha で、秋田市の現人口 297,312 人で割ると、一人当たり約 71 m²となる。標準が 10 m²以上ということで青天井ではあるが、7 倍もの計画となっている理由を教えてほしい。

幹事　　都市計画公園の多くは、昭和 30 年代、40 年代に決定されており、当時は一人当たり 20 m²を目標としていた。

その後、太平山リゾート公園、御所野総合公園、小泉瀉公園、県立中央公園、雄物川河川緑地、風致公園等の面積の広い公園が都市計画決定され、一人当たりの面積が増えている。

委員　　見直しの評価方法で、最後の全体評価において、非常に判断が難しいケースは「整備の見通しを勘案して方針を検討」とあるが、最終的に廃止と判定した理由を教えてほしい。

幹事　　公園整備にあたり、一番の課題は用地取得であるが、事業費が確保できなければ用地取得もできないため、整備の見通しを勘案して判定している。

委員　　廃止理由は明示されているのか。

幹事　　見直し評価カルテに記載している。

会長　　ほかに質問、意見はないか。

ないようなので、これより議決に移る。

案に対する特段の意見がないので、議案第 14 号については、異議なしとしてよろしいか。

委 員

(異議なし)

会 長

それでは、議案第 14 号については、案に対して異議がない旨を答申する。

これは、令和 6 年 5 月 2 7 日に開催された第 5 7 回秋田市都市計画審議会の議事要旨である。